

## 伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付事業事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫による住民間のトラブルを防止し、市民の快適な生活環境を確保するため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業によるさくらねこ不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を、猫に不妊手術を受けさせようとする団体に交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 猫に対する避妊手術又は去勢手術をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を受けさせ、元の場所に戻す活動をいう。

### (交付対象団体)

第3条 チケットの交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者が2人以上構成員として属する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内においてTNR活動を行っている団体
- (2) その他市長が必要と認める団体

### (団体の登録)

第4条 チケットの交付を受けようとする団体は、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付事業実施団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

### (団体の承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付事業実施団体登

録承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、申請した内容に変更があったときは、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付事業実施団体登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録団体の承認の取消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する交付対象団体の要件を欠くと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録団体の承認を受けたと認めるとき。
- (3) その他市長が登録団体として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録団体の承認を取り消したときは、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付事業実施団体登録承認取消通知書（様式第4号）により登録団体に通知するものとする。

（対象となる猫）

第8条 チケットを利用した不妊手術の対象となる猫は、市内に生息する猫であつて、次の各号のいずれにも該当しない猫とする。

- (1) 飼い主がいる猫
- (2) 里親に譲渡する予定の猫
- (3) 飼い猫となる予定のある猫
- (4) チケットの交付の申請を行う前に既に不妊手術を受けた猫
- (5) その他市長がチケットの利用が適当でないとする猫

（交付の申請）

第9条 チケットの交付を受けようとする登録団体は、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定等）

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査した結果、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付の申請を行うものとする。

2 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の決定の通知を受けたときは、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により登録団体に通知するものとする。

3 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けたときは、登録団体に前項の規定による通知にあわせ、チケットを交付するものとする。  
（申請内容の変更）

第11条 登録団体は、第9条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット変更交付承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット変更交付承認（不承認）決定通知書（様式第9号）により登録団体に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第12条 市長は、第10条の規定により交付の決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) チケットの利用方法が不相当と認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたと認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット交付決定取消及びチケット返還通知書（様式

第10号)により登録団体に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 登録団体は、チケットを利用した不妊手術を実施したときは、当該手術が完了した日（交付されたチケットが複数ある場合にあつては、最後のチケットを利用した不妊手術が完了した日）の翌日から起算して7日を経過する日、チケットの有効期限の末日の翌日から起算して7日を経過する日又はチケットの交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、伊万里市さくらねこ不妊手術チケット利用実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(未利用チケットの返還)

第14条 登録団体は、交付されたチケットのうち、有効期限までに利用しなかったチケットについては、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、チケットの交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。